

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年7月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900655号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000017号

第1 結論

平成14年4月から平成16年5月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年4月から平成16年5月まで
請求期間について、毎年、国民年金保険料の免除の手続を行っており、国民年金保険料が未納になっていることはあり得ない。
調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、毎年、国民年金保険料の免除の手続を行っており、国民年金保険料が未納になっていることはあり得ない旨主張している。

しかしながら、A県B市は、請求者に係る国民年金保険料の免除申請書受付処理簿及び相談受付に関する処理経過簿等は、保存期間経過のため保管しておらず、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除の手続を行った記録は確認できない旨回答している。

また、日本年金機構C年金事務所は、国民年金保険料の免除申請書について、平成14年度以前のは廃棄しているが、保管している平成15年度の免除申請書の中に請求者の免除申請書はなかった旨回答しており、オンライン記録においても、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除された記録は確認できない。

さらに、請求期間の国民年金保険料が免除されるためには、2回の免除申請並びにB市役所及びC社会保険事務所(当時)における当該免除申請に係る事務処理が必要となるが、これらの事務処理が2回とも記録されなかったとは考え難い。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間である上、収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間でもあり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた期間であることを踏まえると、請求期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900645号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000040号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成13年12月1日から同年11月20日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成13年11月20日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年11月20日から同年12月1日まで

日本年金機構の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は平成13年12月1日と記録されているが、私が提出した事業所の社員情報リストによると、私の入社日は同年11月20日と記録されているので、調査の上、厚生年金保険被保険者資格取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された社員情報リスト及びA社の回答から、請求者が平成13年11月20日から正社員として同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社及び同社の担当者は、請求者の請求期間に係る資料はなく、請求期間における厚生年金保険料の控除について不明だが、厚生年金保険被保険者資格を取得する前の期間について厚生年金保険料を控除することはない旨回答及び陳述している。

また、請求者と同時期にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の者は、同社では、入社から一定期間経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得したが、資格取得前に保険料は控除されなかった旨回答及び陳述しており、同僚から、請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないものの、請求者が請求期間にA社に勤務していたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成13年11月20日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、請求者の同年12月の標準報酬月額の記録及び日本年金機構の回答から、26万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900661号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000018号

第1 結論

昭和58年4月から昭和59年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から昭和59年1月まで

私は、昭和57年12月に当時の勤務先の人事課から、育児休業中は国民年金に加入するように説明を受けていたので、昭和58年5月頃にA市役所の国民年金課において、国民年金の加入手続を行い、その際にオレンジ色の年金手帳を交付された。

請求期間の国民年金保険料については、時期や納付場所は定かではないが、年金手帳を交付されていることから、自身が納付したのは確かだと思うので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年5月頃に国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることになるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は、請求期間より後の昭和62年4月7日にA市において払い出されており、当該記号番号と同時期に記号番号が払い出された国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年3月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、請求期間当時、配偶者が被用者年金制度の加入者であるため、請求者は国民年金の任意加入の対象となるところ、任意加入被保険者は、国民年金の加入手続を行った日に国民年金被保険者資格を取得することとなり、前述の記号番号の払出時期から推認できる加入手続時点(昭和62年3月頃)において、請求者は、請求期間に遡って国民年金に任意加入し、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は国民年金に加入した際に年金手帳を交付されたと主張しているところ、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となり、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、別の記号番号が請求者に払い出された記録は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900631号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000041号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①、②及び⑤から⑫までの各期間に係る標準賞与額を別表の1のとおり訂正することが必要である。

平成15年12月31日、平成16年7月31日、平成18年7月31日、同年12月31日、平成19年12月31日、平成20年7月31日、平成21年7月31日、同年12月31日、平成22年7月25日及び同年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月31日、平成16年7月31日、平成18年7月31日、同年12月31日、平成19年12月31日、平成20年7月31日、平成21年7月31日、同年12月31日、平成22年7月25日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における請求期間⑫に係る標準賞与額を別表の2のとおり訂正することが必要である。

平成22年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
 - 氏名 : 男
 - 基礎年金番号 :
 - 生年月日 : 昭和32年生
 - 住所 :
- 2 請求内容の要旨
 - 請求期間 : ① 平成15年12月
 - ② 平成16年7月
 - ③ 平成17年7月
 - ④ 平成17年12月
 - ⑤ 平成18年7月
 - ⑥ 平成18年12月
 - ⑦ 平成19年12月
 - ⑧ 平成20年7月
 - ⑨ 平成21年7月
 - ⑩ 平成21年12月
 - ⑪ 平成22年7月
 - ⑫ 平成22年12月

A社に勤務していた同僚の賞与の記録が訂正された旨の文書が年金事務所から届いたことにより、同社から請求期間①から⑫までの各期間に支払われた賞与に係る年金記録がないことが分かった。

請求期間①から⑫までの各期間について、賞与の明細書を提出するので、当該各期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②及び⑤から⑫までの各期間について、請求者から提出された賞与に係る支払明細書及び明細書に代わるメモ（以下「支払明細書等」という。）並びにA社の回答により、請求者が当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び⑤から⑫までの各期間に係る標準賞与額については、前述の支払明細書等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間①、②及び⑤から⑩までの各期間に係る賞与の支給年月日については、具体的な支給年月日を確認できる関連資料が見当たらないことから、各賞与支給年月の末日とし、請求期間①は平成15年12月31日、請求期間②は平成16年7月31日、請求期間⑤は平成18年7月31日、請求期間⑥は同年12月31日、請求期間⑦は平成19年12月31日、請求期間⑧は平成20年7月31日、請求期間⑨は平成21年7月31日及び請求期間⑩は同年12月31日とすることが妥当である。

さらに、請求期間⑪及び⑫に係る賞与の支給年月日については、同僚に係る賃金台帳から、請求期間⑪は平成22年7月25日、請求期間⑫は同年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の請求期間①、②及び⑤から⑫までの各期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し行っておらず、当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、請求者の当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑫について、前述の支払明細書により確認できる賞与支給額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法により訂正された標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間⑫に係る標準賞与額については、前述の支払明細書により確認できる賞与支給額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

ただし、請求期間⑫の標準賞与額については、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間③及び④について、前述の支払明細書等により、請求者に賞与が支払われたことは確認できるものの、賞与支給年月日及び厚生年金保険料控除額を確認することができない上、A社も当該各期間の賞与に係る支給年月日及び厚生年金保険料控除額は不明である旨回答している。

また、請求者から提出された平成17年1月から同年12月までの給料支払明細書に記載されている社会保険料控除額の合計が平成17年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料額と一致することから、請求者の請求期間③及び④に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求期間③及び④について、具体的な賞与支給年月日を確認できる関連資料は見当たらず、当該各期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③及び④に係る賞与支給年月日を確認できない上、請求者が、当該各期間の賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900631号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000041号

1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成15年12月31日	6万円
平成16年7月31日	6万円
平成18年7月31日	12万3,000円
平成18年12月31日	17万2,000円
平成19年12月31日	20万円
平成20年7月31日	20万円
平成21年7月31日	22万円
平成21年12月31日	19万1,000円
平成22年7月25日	22万円
平成22年12月28日	21万6,000円

2【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成22年12月28日	23万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900660号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000042号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年4月1日、喪失年月日を昭和20年9月1日とし、昭和19年4月から昭和20年8月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年4月1日から昭和20年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年4月頃から昭和20年9月頃まで
訂正請求記録の対象者(父)から、請求期間について、A社の大きな工場で勤務しており、戦争末期には米軍の爆撃もあったが、終戦まで同工場にいた旨の話を聞いていた。
しかし、訂正請求記録の対象者の年金記録において、請求期間の厚生年金保険(請求期間の始期においては労働者年金保険、以下同じ。)の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票(以下「索引票」という。)及び当該索引票における記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録並びに日本年金機構C事務センターが保管する「A社 昭和19年4月1日 取得」と記載されたファイルから、訂正請求記録の対象者は、D社B事業所(適用事業所名称は、A社B事業所、以下同じ。)において昭和19年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の資格取得後における訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録について、日本年金機構C事務センターは、D社B事業所に係る戦時下の厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)は、戦災により全て焼失し、現在、保管している被保険者名簿は、昭和21年頃、当時在籍していた被保険者を対象に復元したものである旨回答しているところ、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を成し得ない状況の中で、請求者にこれによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者から、米軍の爆撃もあったが終戦までA社の工場勤務した旨の話を聞いていたと主張しているところ、当時の状況について記載された資料から、請求対象事業所の住所地において空襲のあった事実が確認できる。

加えて、前述の訂正請求記録の対象者に係る索引票における記号番号前後の被保険者のうち、

所在の確認できた 13 人に事情照会し、回答又は陳述を得た 4 人（以下「照会回答者 4 人」という。）は、空襲を経た終戦まで D 社 B 事業所にいた旨それぞれ陳述又は回答しているところ、照会回答者 4 人に係る厚生年金保険被保険者記録を見ると、同社において昭和 20 年 9 月（1 日又は 18 日）に被保険者資格を喪失していることから、訂正請求記録の対象者についても、請求期間の終期まで同社において勤務することが可能であり、在籍していたと推認できる。

以上を踏まえて本訂正請求を見るに、訂正請求記録の対象者の D 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる資料は、事業主が届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、訂正請求記録の対象者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 19 年 4 月 1 日とし、喪失年月日については、前述の訂正請求記録の対象者に係る索引票の記号番号前後の被保険者（照会回答者 4 人を含む。）の多数が、同社に係るオンライン記録において昭和 20 年 9 月 1 日で被保険者資格を喪失していることから、訂正請求記録の対象者についても同日とすることが妥当であると判断する。

また、訂正請求記録の対象者の昭和 19 年 4 月から昭和 20 年 8 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900644号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000043号

第1 結論

請求者のA社B本部における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

昭和60年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年8月31日から同年9月1日まで

私はA社を昭和63年3月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないことが分かった。

請求期間は、A社B本部が昭和60年8月31日に閉鎖となったので、A社に戻った時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録及びA社B本部の複数の元従業員の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し(A社B本部からA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B本部の複数の元従業員の回答から、昭和60年9月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る昭和60年7月の厚生年金保険の標準報酬月額の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B本部の元事業主からは回答が得られず、A社の元事業主は、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付について不明である旨回答しているが、事業主が請求者の資格喪失年月日を昭和60年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)が、これを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年8月31日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900646号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000044号

第1 結論

請求者のA社(承継事業所は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

昭和63年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年8月31日から同年9月1日まで

昭和61年12月から平成2年2月までの期間、C社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務したが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

昭和61年12月に入社し、平成2年2月に退職するまでの間、勤務場所及び業務内容に変更はなかったため、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を昭和63年9月1日に訂正し、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における請求者の上司等の回答及び陳述により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、請求者の上司は、A社及びC社は関連会社であり、請求者は両社を通じて継続して勤務していた旨陳述しており、当該両社に係る商業登記の記録によると、代表取締役は同一人であることが確認できる。

さらに、C社に在籍し、同社とA社の給与計算事務及び社会保険事務を担当していたとする者は、請求者の転籍理由について、C社において取り扱えない業務のためにA社が設立され、それに伴う両社間の人事異動である旨回答している上、請求期間の前後において請求者の勤務形態に変更はなく営業職の正社員として継続して勤務しており、両社間の異動がある場合に厚生年金保険料を1か月分だけ控除しなかった記憶はなく、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していると思う旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録において確認できる請求者の昭和63年8月の月額変更の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は不明と回答しているが、事業主が請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を昭和63年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)

がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、同年 8 月 31 日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が事業主から提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。